

自殺対策についての弁護士会の活動

2015年8月26日

弁護士 武井共夫

1 日本弁護士連合会における自殺対策の位置付け

日弁連貧困問題対策本部内に自殺対策PTを設けて取り組んでいる。

ちなみに日弁連副会長時代に自殺問題を担当した武井が、現在同本部副本部長兼自殺PT座長を務めている。

(1) 貧困問題対策本部設置要綱上の位置付け

2目的(5) 市民の生存権保障の観点から、相談体制の充実、関係機関との連携等の自殺対策を推進すること。

(2) 集中的取組課題～人権擁護大会シンポジウム実行委員会と連携した自殺対策の推進

2012年の第55回人権擁護大会において、シンポジウムのテーマの一つとして自殺対策を取り上げたことから、シンポジウム実行委員会と連携し、自殺対策としての相談体制、ゲートキーパーとしての弁護士の役割の構築などの取組を進めた。

2 日本弁護士連合会の自殺問題についての取組の概略

2009年8月「自殺対策ワーキンググループ」発足

(その後貧困問題対策本部自殺対策プロジェクトチームに改組)

2011年7月「全国自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会シンポジウム」開催

2012年10月4日人権擁護大会シンポジウム「強いられた死のない社会をめざして～「自殺」をなくすために私たちができること」開催

2012年10月5日「強いられた死のない社会をめざし、実効性のある自殺防止対策を求める決議」を採択

2013年11月30日「第2回全国自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会シンポジウム」開催(第3回自殺対策官民連携協働会議において、報告書を配布済)

2015年11月14日「第3回全国自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会」開催予定(今回は各弁護士会の情報・意見交換を主に行う予定)

3 全国一斉「暮らしとこころの総合相談」

3年間の推移		上段から、実施弁護士会数、相談件数、協力者参加会数				
24年3月	9月	25年3月	9月	26年3月	9月	27年3月
39	46	44	44	49	42	47
786	744	838	838	1221	717	648
19	19	9	10	22	21	18

2015年9月実施予定

定着はしつつあるが、相談件数が減っている。

～上記第3回全国協議会で原因を探求し、対応を検討する。

地方自治体や臨床心理士・精神福祉士ら他の専門家等との協力協働関係をどうつくっていくかが課題。

4 各地での自治体や他職種の専門家等と連携しての各弁護士会の取組

「弁護士・弁護士会による自殺対策のこれから～第2回全国自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会シンポジウム報告書」の活用

～地方自治体や臨床心理士・精神福祉士ら他の専門家等とのネットワークをどう作っていくのかを先進県の取組を参考に全国的に展開できるようにしたい。

試みに、2014年11月14日の自殺対策PT会議内において、東京都福祉保健局自殺総合対策担当課長東氏を招聘の上、自治体との連携を伴う自殺対策について意見交換を実施。

上記第3回全国協議会において、各弁護士会の経験を報告交流し、意見交換する。

5 弁護士のメンタルヘルス

貧困問題対策本部から執行部にメンタルヘルスハンドブックの作成、相談窓口設置についての意見を上げていた。

執行部では、10月を目処に全国統一の相談窓口を設置し、「弁護士のためのメンタルヘルスガイダンスブック」を作成配布する予定。

6 弁護士会への自殺対策予算について

たとえば、横浜弁護士会への神奈川県自殺対策事業の交付金の推移は、以下のとおり、減少の一途であり、今後は心配される。

H27年 20万円

H26年 35万円

H25年 56万円

H24年 67万円

H23年 69万円